

消防の動き



- 「立入検査マニュアル」及び
「違反処理マニュアル」の作成
- 「新時代にふさわしい常備消防体制の
在り方研究会」中間報告の概要
- 「新時代に即した消防団のあり方に関する
検討委員会」第2次報告の概要

平成14年
11月号
380

消 防 庁

転機を迎えた 東海地震対策



静岡県知事 石川 嘉延

静岡県及び近隣都県に激甚な被害をもたらすと予想される東海地震については、最近になって平常とは異なる地殻変動がGPS(全地球測位システム、Global Positioning System)により観測されるなど、その発生の切迫性が一段と強まってきており、東海地震対策は本県の最重要かつ緊急の課題となっている。このような中、本県では平成13年度に東海地震の被害想定を改訂し、その結果に基づき地震対策の総点検を行い、「地震対策アクションプログラム2001」を策定し、現在全力を挙げてこのプログラムを推進している。

この中で最重点項目として、木造住宅の耐震化に取り組んでいる。阪神・淡路大震災による死者の約8割が家屋の倒壊などによる圧死であったことから、木造住宅の耐震化を促進するために、本県ではプロジェクト「TOUKAI 0」と銘打って、所有者による簡易な耐震診断の普及、無料の専門家診断、耐震補強に対する県費助成等を実施している。

一方、中央防災会議においては、本年4月に地震防災対策強化地域に5都県96市町村を追加し8都県263市町村を指定した。強化地域が大きく拡大したことから、この中心に位置する本県では、近隣県からの支援が極めて困難となり、全国的な広域支援が不可欠となった。

県域を越えた支援を実現するためには、国のリーダーシップによる広域支援体制の構築が必要であることから、重傷者の搬送や物資の緊急輸送等について、被害想定結果等に基づく見直しを行い、今後、国に対し具体的な数量等を示し要望していく予定である。

また本県としても「減災」の観点に立って、以下の2点について緊急かつ重点的な総点検を実施する計画である。一つは、県民、自主防災組織、事業所の地震対策を今一度総点検し、地域防災力の強化を図ること。今一つは、県本部・支部及び市町村本部が発災時に有効に機能するために、図上訓練や分野別実践訓練から得られた実績などを基に体制の強化を図ることである。

本県では地域防災活動の中核となる自主防災組織は、ほぼすべての地域で結成済みとなっているが、県民の防災意識の低下をはじめ、役員の高齢化、リーダーや後継者の不足、訓練のマンネリ化、住民の不参加など活動の停滞と組織間の活動格差拡大が懸念されている。

このような課題に対し、本県では静岡県防災士、消防団、災害ボランティア、事業所等の協働(コラボレーション)による自主防災組織の活性化を目指し、具体的な活性化策の検討や各々が協力し合った地域防災訓練等を実施してきた。今年度は、市町村において自主防災組織を専門的に指導できる人材「地域防災指導員」を養成する事業を始めた。また防災に関する知識を身につけるために、ゲーム感覚も取り入れた図上訓練(DIG: Disaster Imagination Game)の普及促進など、より具体的な地域防災活動の推進に力を入れている。

さらに、米国内でも地震災害が多く、対策が最も進んでいるといわれるカリフォルニア州と本県の間で、地震対策、危機管理機能の充実に関する情報交換や職員の交流を目的とした協定を本年9月に締結したところであり、来年度から実施することとしている。

今後も様々な対策を通じ、本県の防災・危機管理体制の充実・強化に努め、県民とともに安心・安全な社会の構築を目指してまいりたいと考えている。

特集 1 「立入検査マニュアル」及び「違反処理マニュアル」の作成

防火安全室



1 作成の経緯

小規模雑居ビルの防火安全対策については、平成13年9月1日に発生した新宿区歌舞伎町ビル火災を契機とした「小規模雑居ビルの防火安全対策に関する答申」（平成13年12月26日付け消防審議会）において各種施策が答申されました。

答申事項のうち、立入検査及び措置命令に係る規定の整備、罰則の強化等については、「消防法の一部を改正する法律」（以下「改正消防法」という。）が成立し、平成14年4月26日に公布され、同年10月25日から施行されました。

また、同答申においては、火災の危険性等を踏まえた立入検査の優先順位の考え方、検査項目のポイント、防火対象物の関係者への指導要領等を盛り込んだ「立入検査マニュアル」、火災の危険性、違反の悪質性等を勘案した命令発動要件の具体例、告発要領等を盛り込んだ「違反処理マニュアル」を作成することとされていますが、この度、改正消防法の内容を踏まえた「立入検査マニュアル」及び「違反処理マニュアル」を作成しました。



2 立入検査マニュアルの内容

立入検査マニュアルは、「第1 立入検査要領」及び「第2 小規模雑居ビル立入検査時の留意事項」で構成されています。

(1)「第1 立入検査要領」

立入検査を的確に行うためのもので、次の内容で構成されています。

検査手順

立入検査の流れをフローチャートとして示したもの

実施事項

検査手順に従って行う具体的な実施事項を示したものの解説等

立入検査に当たっての留意点や法令の解説等について記述したもの

(2)「第2 小規模雑居ビル立入検査時の留意事項」

全国の消防本部における火災事例や違反事例を参考にまとめたもので、次の内容で構成されています。

小規模雑居ビルの定義

小規模雑居ビルにおける特徴

小規模雑居ビルにおける火災危険性等の特徴を示したものの優先的に立入検査を実施すべき状況

立入検査を優先して実施すべき状況（違反事項）を示したものの

小規模雑居ビル立入検査時の着眼点

小規模雑居ビルの立入検査の実施時に特に着目して検査を実施すべき内容をあげたもの

関係者への指導要領

関係者への対応について、留意事項をあげたもの



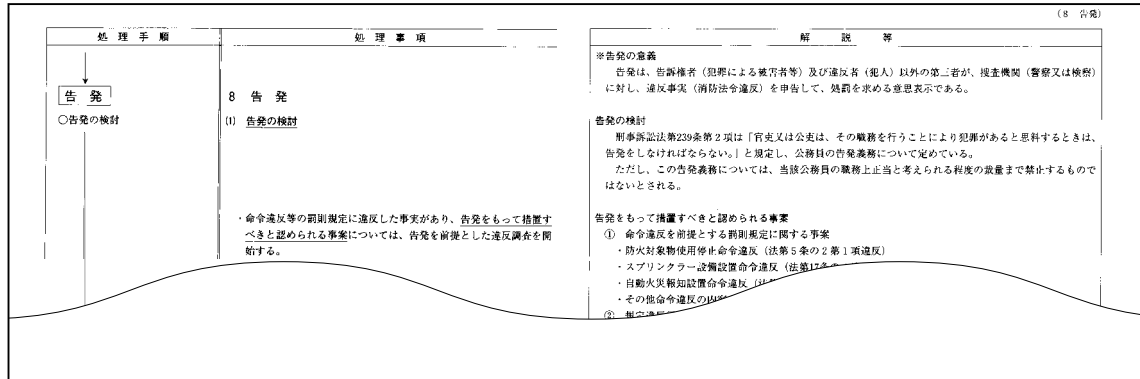
3 違反処理マニュアルの内容

違反処理マニュアルは、「第1 違反処理要領」、「第

例1 「立入検査マニュアル」の抜粋

検査手順	実施事項	解説等
防火対象物への立入 <ul style="list-style-type: none"> ○立入検査の実施 ○関係者の承諾 ○証票の提示 ○立入を拒否等された場合の対応 	3 防火対象物への立入 <p>(1) 立入検査の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原則として日中又は営業時間内等に行う。 	(3 防火対象物への立入) <p>日中又は営業時間内等</p> <p>相手方の個人の生活、経済活動の自由等への関与の程度と、立入検査実施の火災予防上の必要性を比較し、極力必要最小限度の関与となるよう、基本的に日中又は営業時間内等に立入検査を行うことが望ましい。しかし、法令上は立入検査の時間的制限がなくなることから、これまで立入検査を実施することができなかった時間帯においても、実施することが可能である。</p> <p>(立入検査が実施可能となった例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・物品販売店舗や飲食店の営業時間外 ・午後8時に営業

例 2 「違反処理マニュアル」の抜粋



2 「違反処理基準」、「第3 違反処理規程の作成例」、及び「第4 違反処理関係書式の記入要領等」で構成されています。

(1) 「第1 違反処理要領」

違反処理を迅速かつ的確に行うためのもので、次の内容で構成されています。

処理手順

違反処理の流れをフローチャートとして示したもの

処理事項

処理手順に従って行う具体的な処理の内容を示したもの

解説等

違反処理に当たっての留意点や法令の解説等について記述したもの

(2) 「第2 違反処理基準」

消防機関が行う違反処理である警告、命令及び認定の取消しについて、発動及び移行基準や履行期限についての判断を具体的事例をあげて示したものです。

消防機関は、違反を発見した場合には、この表に基づき、命令等の措置の適用要件に該当するかを具体的に

例 3 「違反処理基準」の抜粋

適用要件	一次措置	適用要件	二次措置	適用要件	三次措置
③ 消防用設備等に関する基準違反(法第17条第4項)	消防用設備等が未設置又は維持管理が不適正のもの	警告	設置命令、改善命令又は履行命令(法第17条の4)	二次措置が不履行で、③の適用要件に該当する場合	③の一次措置による(法第5条の2)

【措置対象】

- 法第17条に基づいて設置されていないと認められるもの
- ア 全体に未設置
- イ 一部未設置のうち、隣又は対象物の過半にわたるもの
- 法第17条に基づいて維持管理されていないと認められるもの
- ア 自動火災報知設備の受信機が作動しないもの
- イ 自動火災報知設備の受信器回路の断線等により防火対象物又は部分の全体にわたり火災感知が不能の場合
- ウ の階のすべての避難器具が使用不能の場合
- エ 非常電源が設置されていないもの

注1 ベン排気、電線配管等設備を伴わない維持管理違反については、二次措置として法第8条4項による防火用警報装置停止履行命令を発する。

注2 法第17条第2項の基準に違反し消防用設備等が設置・維持されていない場合も是正命令の対象となる。

【履行期限】

工事内容に応じて設定する。なお、工事日数については次を参考にする。

- 1 自動火災報知設備の設置工事における竣工届出から設置完了までの日数調査の結果、全部未設置違反のうち設備を設置して改修されたもの100件について、業工届出から設置完了までの日数を調査した結果は次のとおりであった。
 - ・ 延面積500㎡未満の対象物では、94%が2ヶ月以内
 - ・ 延面積500㎡以上1,000㎡未満の対象物では、87%が3ヶ月以内
 - ・ 延面積1,000㎡以上1,500㎡未満の対象物では、95%が4ヶ月以内
- 2 業者が試みた工事日数例
 - (例1) 既設品、地上3階地下1階、延べ面積500㎡の既存建屋ビル(飲食店、カラオケ店)に消防用設備等を新規に設置する場合
 - (例2) 既設品、地上5階地下1階、延べ面積1,000㎡の既存建屋ビル(飲食店、カラオケ店)に消防用設備等を新規に設置する場合
 - (例3) 既設品、地上10階地下1階、延べ面積3,000㎡の既存建屋ビル(飲食店、カラオケ店)に消防用設備等を新規に設置する場合

事例に照らして判断することとなります。

(3) 「第3 違反処理規程の作成例」

消防機関が違反処理を実施するに当たって、整備する必要のある違反処理規程について、一般的に必要とされる内容及び規程の例を示したものです。

(4) 「第4 違反処理関係書式の記入要領等」

実際に違反処理を実施するにあたって使用する命令書、警告書、質問調書等について、様式の例及び記載の例を示すとともに、作成上の留意事項を示したものです。

なお、このマニュアルの内容を違反是正担当職員に説明するとともに、当該職員の資質向上に資するため、全国消防長会9ブロックで違反是正等研修会を実施しました(表1)。例年実施されている消防法違反是正推進会議においても、同様の内容で研修会を実施する予定です(表2)。

表 1 「違反是正等研修会日程表」

ブロック名	開催場所	開催日時
北海道	小樽市	9月30日(月)
東北	仙台市	9月20日(金)
関東	横浜市	9月12日(木)
東海	名古屋市	9月10日(火)
東近畿	京都市	9月13日(金)
近畿	大阪市	9月11日(水)
中国	広島市	10月11日(金)
四国	徳島市	9月27日(金)
九州	熊本市	9月26日(木)

表 2 「消防法違反是正推進会議日程表」

ブロック名	開催県	開催日時
北海道・東北	青森県	11月22日(金)
関東・甲信越	群馬県	11月28日(木)
中部	岐阜県	11月20日(水)
近畿	奈良県	11月27日(水)
中国・四国	鳥根県	11月 6日(水)
九州	鹿児島県	11月 1日(金)

特集 2 「新時代にふさわしい常備消防体制の在り方研究会」中間報告の概要

消防課

現行の消防体制を再点検し、今後の基本的方向を検討するため設けられた「新時代にふさわしい常備消防体制の在り方研究会」(座長：大森彌 千葉大学法経学部教授)では、これまで 常備消防を中心とした消防防災体制の充実強化、 国、都道府県及び市町村の役割分担、を主たる論点として対応策を議論し、10月4日に、その結果をとりまとめた中間報告を行いました。その概要は次のとおりです。

なお、今後、地方分権改革推進会議における改革の動向等を踏まえつつ、法制化も視野に入れて、最終報告に向けた議論を進める予定です。



1 市町村消防の充実・強化

(1) 消防本部の広域再編

共同処理方式(一部事務組合や事務委託、広域連合)の活用による広域化を推進する。

市町村合併の推進の動きと歩を一にした、消防本部の広域再編の取組みを進める。

市町村合併と共同処理方式の総合的な活用として、合併後の市町村を単位とする共同処理を検討する。

(2) 消防・防災の連携

消防機関を中心とする組織体制の一元化が望ましい。

~その際、全庁的調整のため、組織上の位置付け・権限分担、人材配置・交流等に留意が必要調整・連携を任とする、危機管理担当職の設置が有効な場合がある。



2 通常の消防防災事務を充実・強化するための執行体制のあり方

(1) 市町村の消防責任と執行体制との調整

「市町村の消防責任の原則」は基本的に維持し、市町村自らの判断の下、他の主体が参画できる方

策が必要である。

応援協定による対応は、適用範囲の明確化、適正手続の導入等により、適切な活用を図る。

(2) 本来的に責任を有する市町村以外の主体が事務を処理する仕組み

組織・財政面で機能の高度化が困難な小規模消防本部について、広域化等の対応ができない場合には、市町村の自主的選択を前提にして、円滑な執行等を考慮した方法をとる必要がある。

事務の一部を他の消防本部に委託し、市町村間で事務処理を補う方法の活用のほか、例外的な対応として、都道府県が市町村の委託を受けて事務の一部を処理できる仕組みや、都道府県が参画する広域連合の設置等が考えられる。

(3) 都道府県の連絡調整機能の発揮・確保

都道府県が、体制整備に係る市町村間の検討・協議に際し、広域的観点から、連絡調整機能を発揮する。

市町村と都道府県が、定期的に協議する機会の設定が考えられる。



3 大規模・特殊災害等の発生時における広域的な消防防災体制のあり方

(1) 指定都市等の能力を活用した広域的な対応

指定都市・東京消防庁等は、専門要員や資機材を確保しやすいことから、中核的消防本部と位置付け、緊急消防援助隊としての活動などにおいて、機動性を活かした広域的かつ高度な対応を行うことが期待される。

(2) 大規模・特殊災害時等における都道府県の役割

都道府県が行う広域にわたる事務として、当面、ヘリコプターを使用する活動を法的に位置付ける。都道府県が広域的観点からの指示等を適切に行う



消防・防災ヘリコプター

ため、都道府県における人材の育成・確保、組織体制の確立が必要である。

(3)大規模・特殊災害時等における国の役割

a. 緊急消防援助隊等の機能拡充等

緊急消防援助隊による広域対応を迅速、的確に行うため、部隊編成、装備などの基準等を明らかにして、法的に位置付け、国の役割を明確にするとともに、必要な財政措置等を検討する。

大規模・特殊災害時等において、特定の場合には、応援のための措置要求にとどまらず、国が出動を

指示できる仕組みの導入を検討する。

指揮の実効性を高める仕組みや、能力・練度・経験の備わった特定の部隊が、迅速・高度な対応を行う仕組みを検討する。

b. 情報通信機能の高度化・情報の共有化

災害対策を迅速・円滑に行うため、防災情報通信基盤の確保・標準化を積極的に推進する。

c. 国による主体的な火災原因調査

大規模火災や複雑な要因による火災について、国の主体的な判断による調査ができることとする。



緊急消防援助隊

4 消防体制に係る諸課題への対応

(1) 国の役割・関与のあり方とその見直し

地方分権を推進するため、常備消防の設置義務・救急実施義務に係る指定制度、消防力の基準、の見直しを行う。

(2) 国の役割・責任に応じた財政措置のあり方

国の役割の充実、責任の明確化とあわせて、財政措置のあり方を見直す。

(3) 消防防災分野における幅広い人材の育成及び

民間組織の活用等

都道府県・市町村幹部職員の危機管理マネジメントの強化に努める。

消防学校等において、消防職員・団員や防災担当部門職員を対象とした人材育成に努める。

地域の消防防災体制を強化するため、e-ラーニング等の遠隔教育の導入を図るとともに、研修機関や大学等その他の教育機関との連携を推進する。事業所の自衛消防組織の育成・消防機関との連携方策を検討する。

新時代にふさわしい常備消防体制の在り方研究会メンバー

(敬称略、50音順)

座長	大森 彌	千葉大学法経学部教授	東京大学名誉教授
委員	青砥 謙一	兵庫県防災監	
	大永 尚武	富山県副知事	
	小川 和久	危機管理アナリスト	
	國吉 政明	千葉市消防局長	
	小嶋 善吉	静岡市長	
	小西砂千夫	関西学院大学大学院経済学研究科/ 産業研究所教授	
	重川希志依	富士常葉大学環境防災学部助教授	
	白谷 祐二	東京消防庁次長	
	古川 俊一	筑波大学社会工学系教授	
	本城 光一	大阪市消防局長	
	山本 文男	福岡県添田町長	
	渡邊 崇浩	北九州市消防局長	

特集 3 「新時代に即した消防団のあり方に関する検討委員会」第2次報告の概要

消防課

消防団は、「自らの地域は自らで守る」という精神に基づき、消火・防災活動はもとより平常時の啓発活動など幅広い分野で地域防災の中心として重要な役割を果たしていますが、社会環境の変化等に伴い、団員数の減少や高齢化等のさまざまな課題に直面しています。

そこで、平成13年6月に「新時代に即した消防団のあり方に関する検討委員会」（委員長 伊藤滋 早稲田大学教授）を設置し、昨年10月には、今後の検討の視点及び平成14年度に向けて当面措置することが必要な施策について、第1次報告を行いました。

その後、消防団の実態や消防団に対する意識について調査を実施し、今回、その結果をとりまとめ、具体的な対策とあわせ、第2次報告が行われました。



1 今後の消防団のあり方に関する検討の視点

(1) 消防団の特性を踏まえた考え方

要員動員力及び即時対応力

- ア 基本的に多数の団員が必要
- イ サラリーマン団員が増加し、消防学校における集合教育への参加は困難な場合が多い。適切な教育を受けることができる対策が必要
- 地域密着性
- ア 地域住民との直接的なつながりが深いという特性を活かして、対応力を十分発揮することが可能

イ 福祉や環境保全、芸術文化など、他の分野の活動についても、消防団の業務と連携づけ、地域密着性をより高めていく必要

(2) 消防団員の多様性及び地域の特性に適合した消防団運営

サラリーマン団員は着実に増加。女性団員が増加し、全国で1万人超

各地域の状況はさまざまであり、地域防災面での消防団活動も地域により相違。地域防災以外の面では一層多様な状況

消防団の組織や運営については、地域の実情に応じ、今後、一層的確かつ柔軟な対応ができるようにしていく必要



2 現段階で考えられる具体的な方策

消防団を取り巻く諸問題に対応するための具体的な対策として、次のような事項を紹介しており、各地域が選択・実施することが想定されている。

- 消防団員の活動を弾力化させる消防団運営
- 消防団に協力し、消防団の裾野を広げるための組織との連携
- 消防団の組織及び消防団員の活性化を図る工夫
- 教育訓練の見直し
- 事業所等に対する方策等

消防団の実態及び消防団に対する意識についての実態調査結果の概要

- ・対象者：消防団を設置する全市町村及び全消防団
- ・実施時期：平成13年12月
- ・回答率：98.5%
- ・回答者：【市町村】担当者、【消防団】団長又は副団長

1 消防団の概況

- 【団員が減少した理由】 ()内の数値は回答率で以下同じ
- ・人口減少や若者流出 (74%) 小規模市町村ほど高い割合
 - ・サラリーマンが活動に参加できない (42%)

- ・住民の理解がない(18%) 大都市ほど高い割合

【団員確保】

- ・今後の団員確保は厳しくなる(市町村:86%、消防団:79%)

【今後の運営】

- ・サラリーマン団員に合わせた活動を行うようになる(市町村:68%、消防団:64%)
- ・新入団員の確保が困難になり活動に支障が生じる
(市町村:48%、消防団:44%) 小規模市町村ほど高い割合
- ・活動に参加できる団員が減少し活動回数が減少する(市町村:45%、消防団:39%)
- ・高齢化が進み組織の硬直化が進む(市町村:41%、消防団:37%)

【消防団の必要性】

- ・非常に重要(89%)

2 役割及び担当業務等

【主な活動】

- ・消火活動(89%)
- ・行方不明者の捜索(79%)
- ・防火、防災の啓発活動(78%)
- ・風水害等に係る活動(75%)
- ・祭礼、イベントの手伝い等の地域コミュニティ活動(41%)

【火災時の主な活動】

- ・消火活動全般を主体的に行う(78%)
- ・常備消防への後方支援(55%)

【平常時における主な活動】

- ・訓練(ポンプ操法訓練など)(95%)
- ・予防啓発活動(83%)
- ・防災訓練(71%)

【平常時での出動団員の範囲】

- ・原則的に全員が必ず出動(45%) 小規模市町村ほど高い割合
- ・出動可能な者が出動(29%) 大都市ほど高い割合

【大災害時に重要な活動と考えられるもの】

- ・火災発生時の消火(市町村、消防団ともに95%)
- ・発生直後の救助、救護(市町村:84%、消防団:81%)
- ・住民に対する避難誘導(市町村、消防団ともに82%)

3 組織及び運営

【設けている組織】

- ・女性消防分団、班(11%)
- ・活動内容別の分団、班(6%)
- ・昼(夜)間活動のための分団、班(それぞれ5%)

【現在の団員数】

- ・適当(56%)
- ・不足はしているが活動に支障なし(21%)
- ・不足しており活動に支障が出ている(6%)

4 教育訓練の内容及び実施方法

【重点を置く教育内容】

- ・火災への対応(98%)
- ・住民への防火指導等への対応(46%)
- ・大規模災害への対応(41%)

【重点を置く訓練内容】

- ・実際の火災を想定した訓練(89%)

- ・操法大会、出初式などへ向けた訓練(87%) ポンプ操法を中心とした訓練
- 【訓練参加者の実態】**
- ・可能な者が参加(42%)
 - ・全員が必ず参加(40%)
 - ・指示があった者のみ参加(11%)

5 報酬、出動手当及びその他の処遇の状況

【報酬のあり方】

- ・階級ごとに更に格差を設けるべき(市町村：42%、消防団：49%)
- ・団員の活動参加率によって差を付けるべき(市町村：24%、消防団：22%)

【出動手当のあり方】

- ・全活動について1回出動ごとに支給するべき(市町村：65%、消防団：71%)
- ・活動内容により格差を設けて支給するべき(市町村：24%、消防団：18%)

【団員が資格を取得するための支援】

- ・支援を実施(21%) 政令市は83%が実施、小規模市町村ほど低い割合

6 事業所との関係

【勤務時間中の出動等に制約がある場合の主な理由】

- ・勤務先が遠距離(70%)
- ・営業、外部に出ているため連絡が付きにくい(55%)
- ・忙しくて出動できる状況でない(50%)
- ・上司の了解が得られない(30%)
- ・出動時間は欠勤又は早退扱い(24%)

【団員を雇用する事業所への表彰等】

- ・行っている(8%)

【事業所への有効な施策】

- ・協力事業所への表彰及び広報(市町村：67%、消防団：73%)
- ・何らかの財政的な支援(市町村：21%、消防団31%)

新時代に即した消防団のあり方に関する検討委員会委員名簿

(敬称略、50音順)

委員長	伊藤 滋	早稲田大学 教授 慶応大学大学院 客員教授 東京大学 名誉教授
委員	秋本 敏文	市町村職員中央研修所 学長
	五十嵐幸男	長野県消防協会 参与
	開田 隆人	石川県金沢市消防本部 消防長
	小泉 秀子	静岡県裾野市消防団 女性消防部長
	小西砂千夫	関西学院大学大学院経済学研究科教授 / 同大学産業研究所教授
	重川希志依	富士常葉大学 環境防災学部助教授
	鈴木 正弘	東京消防庁 防災部長
	滝沢 忠徳	日本消防協会 常務理事
	中島 芳昭	日本商工会議所 理事・事務局長
	針ヶ谷照夫	全国町村会常任理事 群馬県板倉町長



消防団による地域住民への消火訓練指導の様子(鳥根県横田町消防団)

ストーブの歴史

秋も深まり、朝晩には「ちょっと寒いかな」と思うような季節になってきました。この頃になると家のストーブやコタツが恋しくなってきます。しかし、このストーブは使用時期が寒い季節に限られている割には、火事の出火原因としてもかなり大きな数値を示しています（本誌19ページ及び28ページ参照）。そこで、今の私たちの生活に欠かせない暖房器具であるストーブはどのように私たちの家庭にやってきたのか調べてみました。

日本では古くから、コタツや火鉢が一般的に普及していたようです。火鉢は平安時代の絵巻や「枕草子」などにも登場しています。一方、ストーブは西欧で“暖炉”から発展し、日本へは江戸時代にドイツや北欧で発達した“カッヘル・オーフェン”が“置き暖炉”として紹介されたといわれています。当時はカッヘル（kachel/オランダ語で石炭ストーブの意味）とかカッペル、クワヒルなどと呼ばれていたようです。国産第1号のストーブが作られたのは江戸末期の安政3（1856）年、北海道でのことでした。当時の北海道では、開拓のために本州から渡った人々が寒さに苦しんだため、政府がの鋳物職人にカッヘル・オーフェンをモデルにしたものを作らせたといわれています。明治から大正にかけては外国製のものが多く輸入され、国内でもこれらを模したものが作られました。当時のストーブは鉄板や鋳物製で、燃料は主に薪か石炭でした。ガスストーブが日本に輸入されたのは明治33（1900）年前後のことでしたが、当時はガスの供給が不十分だったため、ごく一部でしか使用されなかったようです。明治末期には電気ストーブが登場し、大正初期には国産品も作られましたが、この頃は電気料金が高く、庶民には手の届かないものでした。

このように、ストーブが進歩していく一方で、気密性が悪く隙間風が入りやすい日本の住宅では、室内暖房をしても費用の割に効果的ではなかったために、依然として火鉢やコタツの方が普及していたそうです。その後、第2次大戦後の経済成長により、生活様式の洋風化、アルミサッシや断熱材の普及による住宅構造の改善に伴ってストーブが広く普及し、さらに石油ストーブやファンヒーターなどが次々と開発されていきました。

英語のストーブ（stove）は暖房器具を意味する他に台所のレンジ（かまど）を示す場合もあり、広く熱源を意味しています。英語ではヒーター（heater）の方が暖房器具を示すには一般的なようです。

今となっては、ほぼ各家庭にあるストーブですが、使用の際には火事や思わぬ事故にならないように安全に取り扱いましょう。

参考文献：日本大百科全集 13（小学館）

岩波英語大辞典 中島文雄編（岩波書店）

大辞泉 松村明監修（小学館）



平成14年秋季全国火災予防運動の実施

予防課

『消す心 置いてください 火のそばに』を統一標語に掲げ、一人ひとりが火災予防の知識を持ちそれを実践することにより、火災の発生を防止し、死傷事故や財産の損失を防ぐことを目的として、11月9日（土）から15日（金）までの7日間、全国的に火災予防運動を実施します。

全国では、毎年6万件の火災が発生し、およそ2千人の方が亡くなっています。火災の原因は大半が失火によるものであることから、火災を未然に防止するためには、一人ひとりが防火の重要性を自覚し、火災を起こさないよう日常生活において防火を実践していくことが大切です。

今年は、住宅火災による高齢者等の死者の大幅な低減を目的とした「住宅防火対策の推進」、増加傾向にある放火火災を減少させるための「放火火災予防対策の推進」、老朽化消火器による破裂事故の再発を防ぐための「消火器事故防止対策の推進」を重点目標として、積極的に火災予防対策を推進します。

また、昨年9月に発生した新宿区歌舞伎町ビル火災を踏まえ、小規模雑居ビル等の消防法令違反対象物の危険性について、広く周知、啓発を行うこととしています。

1 重点目標

住宅防火対策の推進

近年の建物火災による死者（放火自殺者等を除く。）のうち、住宅火災による死者が8割以上を占め、また、住宅火災における死者のうち高齢者層（65歳以上）が約半数を占めています。

このため、住宅火災による高齢者等の死者の発生防止を図ることを最重点として、福祉などの各関係機関、関係団体等と一体となり、地域に密着した具体的な対策の実施、住宅火災に対する予防意識の高揚、火災による死者の発生防止に有効な住宅用防災機器等の普及

促進等、各種対策を強力に推進するものとします。

放火火災予防対策の推進

放火による火災は、平成9年以降4年間連続して出火原因の第1位となっており、放火の疑いによる火災と合わせると全火災の22%以上を占めており、年々増加する傾向にあることから、放火火災による被害の低減を図るため、地域住民の相互協力及び関係行政機関と連携のもと、放火火災予防対策のより一層の推進を図るものとします。

消火器事故防止対策の推進

昨年相次いで発生した消火器の破裂による人身事故の再発を防止するため、老朽化した消火器等の一齐回収を実施します。また、住宅用消火器やエアゾール式簡易消火具等の住宅への普及促進を図ります。

地域の実情に応じた重点目標の取扱い

地域における火災発生状況、火災特性、消防事情等に配慮し、必要に応じて重点目標を選定、追加するなど、地域の実情に応じた運動を積極的に展開します。

それぞれの重点目標に対する推進項目は、次のとおりです。

2 推進項目

住宅防火対策の推進

- ア 高齢者等の災害時要援護者の把握とその安全対策に重点を置いた死者発生防止対策の推進
- イ 地域の実情に即した広報の推進と、具体的な対策事例等の情報提供
- ウ 広範な機会を捉えた住宅防火診断、座談会等の実施
- エ 地域の実情を踏まえた住宅防火対策推進組織の整備・充実とモデル事業の推進

オ 住宅用火災警報器など住宅用防災機器等の普及促進

放火火災予防対策の推進

ア 放火されない環境づくりの推進
イ 放火火災による被害の軽減対策の実施

消火器事故防止対策の推進

ア 老朽化消火器等の一斉回収
イ 住宅に適した消火器等の普及

3 地域の実情に応じた重点目標の設定

火災予防運動の実施に当たっては、必要に応じて次の事項を追加するなど、地域の実情に応じた運動を積極的に展開するものとする。

地域における防火安全体制の充実

ア 自主防災組織の整備充実
イ 在日外国人に対する火災予防広報の実施

特定防火対象物等における防火安全対策の徹底

ア 防火管理体制の充実
イ 避難施設等及び消防用設備等の維持管理の徹底
ウ 実態に即した消防用設備等の設置の推進
エ 防災物品の使用の徹底及び防災製品の使用の推進
オ 特定違反対象物、小規模雑居ビル等に対する違反是正指導の推進
カ 工場、倉庫等の防火安全対策の徹底
キ 文化財建造物等の防火安全対策の徹底

小規模雑居ビル等の消防法令違反対象物の危険性の周知徹底

ア 地域の実情に即した広報の推進

イ 被災時における注意点等、防災意識の高揚

また、火災予防運動の実施に当たっては、住宅火災による死者の発生防止対策の要点をまとめた、「住宅防火 いのちを守る 7つのポイント」を重点に、一般的な出火防止のための「火の用心 7つのポイント」を使って、積極的に広報を行っていきます。

～ 住宅火災 いのちを守る 7つのポイント ～

- 3つの習慣・4つの対策 -

3つの習慣

寝たばこは、絶対やめる。

ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。

ガスこんろなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。

4つの対策

逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。

寝具や衣類からの火災を防ぐために、防災製品を使用する。

火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器等を備える。

お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる。

～ 火の用心 7つのポイント ～

- 1 家のまわりに燃えやすいものを置かない。
- 2 寝たばこやたばこの投げ捨てをしない。
- 3 天ぶらを揚げるときは、その場を離れない。
- 4 風の強いときは、たき火をしない。
- 5 子供には、マッチやライターで遊ばせない。
- 6 電気器具は正しく使い、たこ足配線はしない。
- 7 ストープには、燃えやすいものを近づけない。

火災予防運動期間中には、各地で住宅防火診断、防火講習会、防火指導など様々な行事を予定しておりますので、積極的に参加して防火知識・技能の習得に努めましょう。

4 全国火災予防運動用防火ポスターモデル

(高松あいさん)に対する消防長官感謝状の授与について。

消防庁では、秋季全国火災予防運動に向けて「防火ポスター」を16万枚作成しました。

ポスターの作成に当たり、現在テレビ・舞台等で幅広く活躍されています高松あいさんにモデルをお願いしたところ、趣旨をご理解いただき、誠意と熱意をもってご協力いただきました。

この消防行政への貢献に対し、10月29日(火)総務省第2会議室にて消防庁長官感謝状を授与しました。



全国火災予防運動用防火ポスター

「消防庁幹部と救急担当責任者・救急救命士との意見交換会」の開催

救急救助課

消防庁では去る9月27日（金）「消防庁幹部と救急担当責任者・救急救命士との意見交換会」を開催しました。本会は現在検討が進んでいる救急救命士の処置範囲の拡大等を踏まえ、消防庁幹部と消防本部における救急担当責任者及び実際の救急現場で活躍されている救急救命士が直接意見交換することにより、救急救命士の現状や抱えている問題点等を把握し、今後の施策に反映させることを目的に開催されたものです。出席者は各都道府県から推薦いただいた消防本部の救急担当責任者、救急救命士各1名の合計94名で、消防庁からは石井隆一消防庁長官、北里次長、東尾審議官、吉崎救急救助課長が出席しました。

当日は長官挨拶、救急救助課長による「救急救命士の業務のあり方等に関する検討会」中間報告の概要等についての説明に引き続き意見交換を行いました。意見交換の議題としては、救急救命士の処置範囲の拡大について、メディカルコントロール体制の構築について、その他、現状での課題・問題点、の三つを設定し、可能な限り率直な意見を提言していただくため、フリートーク形式で行いました。議題については、処置範囲の拡大も前提に講習会を実施しているとの紹介や、包括的指示下での除細動をはじめとする処置範囲の拡大を早急に実現して欲しい、心肺停止に至る前の傷病者にまで対象者の範囲を拡大して欲し

い、救命率の向上のため薬剤投与についても是非認めて欲しい、等の意見が出されました。議題については各消防本部においての体制構築への取り組み状況や推進する上で苦慮している点の紹介、体制構築に都道府県のリーダーシップを期待する声、救急医の充実や医療機関側の体制整備・協力体制を期待する声が聞かれました。議題については、救急救命士の養成促進や高規格救急車の導入促進に努めたいとの決意や、救急救命士として思いやりの心を持って傷病者に接することの重要性等について意見がありました。石井隆一消防庁長官からは、救急救命士の処置範囲の拡大の前提となるメディカルコントロール体制の構築については、消防庁としても各都道府県等に対する働きかけを促進しているが、各消防本部においてもその重要性・必要性を首長をはじめ関係者に積極的に上申・報告し、関係機関との連携の下、各地域においてメディカルコントロール体制を早急に構築するようお願いしています。

意見交換会終了後参加者からは、非常に有意義な会だった、時間が短かった、もっと十分な時間を確保して欲しい、より多くの消防本部の参加のもと定期的で開催して欲しい、等の声が多数聞かれました。消防庁としても、本会において提言された各出席者からの意見については今後の施策に反映すべく努めていきたいと考えています。



「意見交換会で挨拶する石井隆一消防庁長官」

第21回全国消防殉職者慰霊祭

総務課

日本消防協会、全国消防殉職者遺族会による第21回全国消防殉職者慰霊祭が、9月19日（木）午前10時より日本消防会館・ニッショーホールにおいて、遺族、国会議員及び消防関係団体等の関係者約700名の参列のもと、厳かに執り行われました。

この慰霊祭は、防災の任務を遂行中、不幸にして尊い犠牲となられた全国の消防殉職者と消防協力者の功績を称え、その御霊に甚大なる敬意と感謝の誠を捧げるものです。

今年は新たに、火災現場で消火活動中に壁体等の落下により受傷し殉職した北海道旭川市消防本部の有馬秀彦消防司令補ら13柱が合祀され、総合祀は5,313柱となっています。

当日は、まず徳田正明日本消防協会会長の式辞が述べられ、続いて政府国民を代表して小泉純一郎内閣総理大臣（代理：佐田玄一郎総務副大臣）、石井隆一消防

庁長官、杉村哲也全国消防長会会長から、それぞれ追悼の言葉が述べられました。

この中で、小泉純一郎総理大臣は、これまでの殉職者に対しお悔やみの言葉を述べられたあと、新宿区歌舞伎町のビル火災、米国の同時多発テロ事件など近年の複雑多様化する事故・災害の傾向を踏まえて、政府として『「世界一安全な国、日本」を復活すべく、一層の努力を注ぐことをここにお誓いするものであります。』と述べられました。

また、石井隆一消防庁長官は「消防に課せられた使命と責務の重大さに思いを致し、今後一層の精進を重ねて参りますことを、御霊の前にお誓い申し上げます。」と消防に携わるものとして決意を述べました。

最後に山形県松山町消防団の故阿久津登班長の遺族から、お礼の言葉が述べられ、式典を終了しました。



献花を行う石井隆一消防庁長官



第21回全国消防殉職者慰霊祭

平成14年度消防設備保守関係功労者表彰 優良消防防災システム表彰 住宅防火対策優良推進組織等表彰

予防課

消防庁では、去る10月18日（金）午後3時30分より、東海大学校友会館（東京都千代田区霞が関3-2-5霞が関ビル33階）において平成14年度消防設備保守関係功労者、優良消防防災システム及び住宅防火対策優良推進組織等の表彰式を行いました。

式典では、石井隆一 消防庁長官の式辞の後、各表彰ごとにそれぞれ表彰状が授与され、閉式後には記念写真の撮影及び祝賀会が行われました。

【消防設備保守関係功労者表彰】

消防設備の設置及び維持管理の適正化を通じて消防行政の推進に寄与しその功績が顕著であった者を消防庁長官が表彰するもので、昭和60年度から実施しています。

〔表彰者 15名〕

東洋防災株式会社 代表取締役社長	杉田 公男
猿田興業株式会社 代表取締役会長	猿田巳代治
福島防災有限会社 代表取締役会長	山田 利男
根本消防設備株式会社 代表取締役	根本 富夫
星野総合商事株式会社 代表取締役	星野 義夫
株式会社佐倉防災 代表取締役	秋山 好要
防災電設株式会社 代表取締役	森 弘
有限会社山梨消防防災センター 代表取締役	古屋 正雄
藤原工業株式会社 代表取締役会長	藤原 和夫
株式会社菊水電機工業 代表取締役	山脇 泰彦
奈良報知機株式会社 代表取締役社長	安村 昇
タツミ電工株式会社 代表取締役会長	坂谷 佑市
日本システムサービス株式会社 代表取締役	池尻 幸雄
昭栄設備工業株式会社 取締役会長	松井 健二
株式会社小堀電機 取締役会長	小堀 房三

【優良消防防災システム表彰】

消防防災システムのインテリジェント化推進要綱(昭和61年12月5日消防庁長官通知)に基づき、特に優れた消防防災システムの設置者、施工者、設計者及び開発者を消防

庁長官が表彰するもので、昭和63年から実施しています。

〔表彰対象 11件〕

国宝 姫路城 [姫路城スプリンクラーシステム]
丸の内ビルディング [総合消防防災システム]
アサヒビール株式会社 神奈川工場 [NAS電池非常電源システム]
ヨドバシ 梅田 [総合消防防災システム]
明治生命さいたま新都心ビルランド・アクシス・タワー [総合消防防災システム]
COM CITY [総合消防防災システム]
サンエー那覇メインプレイス [総合消防防災システム]
ダイヤモンドシティテラス [総合消防防災システム]
イトーヨーカドー大和鶴間店 [総合消防防災システム]
イオン大和ショッピングセンター [総合消防防災システム]
長居陸上競技場 [スタジアム避難誘導システム]

【住宅防火対策優良推進組織等表彰】

住宅防火対策を積極的に推進し、地域住民に住宅防火意識を向上させるなどの効果的な広報活動があった団体を消防庁長官が表彰するもので、平成6年度から実施しています。

〔表彰団体 5団体〕

財団法人 東京連合防火協会（東京都千代田区）
城内防災会（新潟県小千谷市）
栗原婦人防火クラブ（島根県飯石郡）
西小倉校区市民防災会（福岡県北九州市）
錦町第一分館自主防災組織（熊本県球磨郡）



消防設備保守関係功労者表彰

平成14年(1月～6月)における火災の概要(概数)

防災情報室

1 はじめに

(1) 総出火件数は755件の増加

平成14年(1月～6月)における総出火件数は35,694件であり、前年同期と比べますと、755件の増加(+2.2%)となっています。

主な火災種別ごとの増減をみますと、表1のとおりです。

(2) 火災による死者は1,256人で(前年同期比10人増加)、負傷者は4,691人(同比94人の増加)

火災による死者は1,256人で、前年同期と比べますと10人の増加となっています。

また、火災による負傷者は、4,691人であり、前年同期と比べますと94人の増加となっています。

火災による死者1,256人について年齢層別にみますと、乳幼児(5歳以下)22人(1.8%)及び高齢者(65歳以上)474人(37.7%)が496人(39.5%)を占めており、また、建物火災の死者827人においては、379人(45.8%)を占めています。

(3) 出火原因の第1位は「放火」、続いて「たばこ」、「放火の疑い」

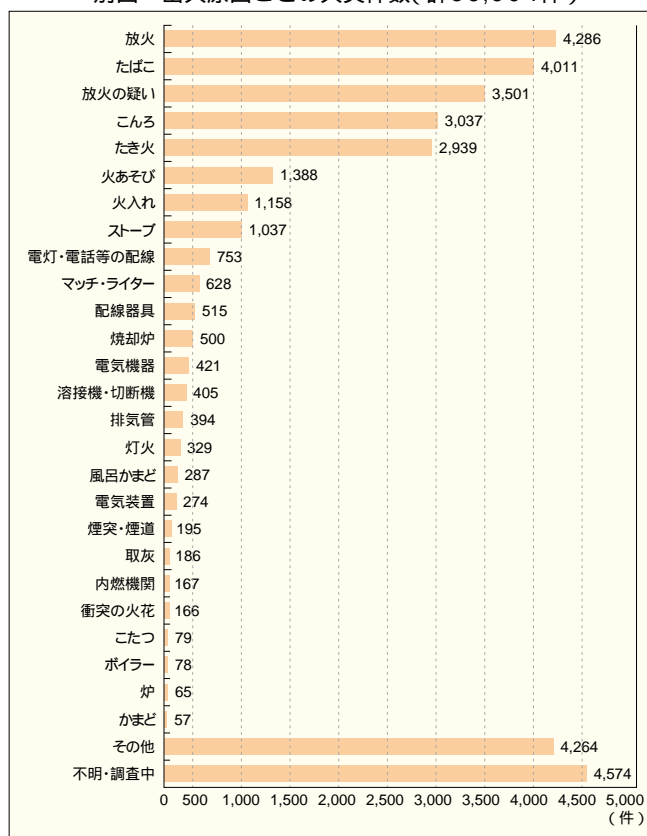
全火災35,694件を出火原因別にみますと、「放火」4,286件(12.0%)、「たばこ」4,011件(11.2%)、「放火の疑い」3,501件(9.8%)、「こんろ」3,037件(8.5%)、「たき火」2,939件(8.2%)の順となっています。(別図参照)

なお、前年同期においては、「放火」4,135件(11.8%)、「たばこ」3,805件(10.9%)、「放火の疑い」3,350件(9.6%)、「こんろ」3,050件(8.7%)、「たき火」2,647件(7.6%)の順でした。

表1

火災種別	件数	構成比(%)	前年同期比較	増減率(%)
建物火災	18,158件	(50.9)	+17件	(+0.1)
林野火災	2,550件	(7.1)	+183件	(+7.7)
車両火災	3,920件	(11.0)	-308件	(-7.3)
船舶火災	47件	(0.1)	-6件	(-11.3)
航空機火災	2件	(0.0)	-1件	(-33.3)
その他火災	11,017件	(30.9)	+870件	(+8.6)
総火災件数	35,694件	(100.0)	+755件	(+2.2)

別図 出火原因ごとの火災件数(計35,694件)



2 火災による損害状況

(1) 損害状況

平成14年(1月～6月)における火災による損害額は、768億8,617万円です。1日あたり4億2,479万円、1件あたり215万円となります。

その損害状況は、表2のとおりです。

3 死傷者の発生状況

(1) 火災種別ごとの死者発生状況

死者1,256人について火災種別ごとにみますと、以下のとおりです。

建物火災	827人(65.8%)
林野火災	12人(1.0%)
車両火災	167人(13.3%)
船舶火災	0人(-)
航空機火災	5人(0.4%)
その他火災	245人(19.5%)

(2) 火災種別ごとの負傷者発生状況

負傷者4,691人について火災種別ごとにみますと、以下のとおりです。

建物火災	3,966人 (84.6%)
林野火災	113人 (2.4%)
車両火災	196人 (4.2%)
船舶火災	1人 (0.0%)
航空機火災	0人 (-)
その他火災	415人 (8.8%)

4 消防庁の対策について

(1) 林野火災への取組み

林野火災の件数は、前年同期と比較すると183件 (+7.7%) の増加となっています。

同火災、前期、平成14年(1月～3月)の件数は1,414件で、今期、平成14年(4月～6月)の件数は1,136件となっており、減少の傾向となっています。

消防庁では、3月22日に地方自治体に対し、「林野火災に対する警戒の強化について」通知を発して注意喚起と被害拡大防止対策を促したほか、5月には、学識経験者と林野庁など関係行政機関で構成する「林野火災対策に係る調査研究会」を設置し、岐阜市、松本市における現地調査を実施するなど、今後の林野火災対策について検討を行っています。

また、林野庁と共同で春季全国火災予防運動期間中の3月1日から7日までを全国山火事予防運動の統一実施期間とし、統一標語を定めるなど様々な広報活動を通じて山火事予防を呼びかけました。

今後も市町村が行う林野火災対策用資機材等整備の支援など、林野火災予防対策の積極的な推進を図ります。

(2) 住宅防火対策への取組み

建物火災による死者は、火災による死者の多くを占

めており、今期は前年の同期に比べ11人増加しています。また、その9割近くは住宅火災によるものですが、特に高齢者の占める割合が4割を超える状況にあり、これが最近の顕著な傾向です。

このため、平成3年から本格的に住宅防火対策を推進してきたところですが、住宅火災による死者数は、人口の増加及び高齢化の進展に伴い、高齢者を中心に依然として多発している状況にあります。

そこで、平成13年4月には新たな「住宅防火基本方針」を定め、死者発生数の大幅な低減・抑制を目指して、住宅用火災警報器の普及などの住宅防火対策に取り組んでおり、今後も引き続き住民の理解を得ながら推進する必要があります。

(3) 放火対策の推進への取組み

放火による火災の発生件数は、依然として増加の傾向にあり、引き続き、春・秋の全国火災予防運動の重点目標のひとつとして「地域における防火安全体制の充実」を掲げ、放火を地域ぐるみで防止する運動の推進及び自動車・オートバイ等のボディカバーを防災製品の品目として追加し、その普及の促進に努めるなど、ソフト、ハードの両面から放火対策の推進を続けているところであります。

今後も引き続き住民の理解を得ながら放火対策を推進する必要があります。

放火については、特に大都市部に多発する傾向があるため、大都市の消防本部をはじめ、関係機関と連携を図り、放火防止に有効な機器や放火されにくい街づくりなど多方面から放火発生メカニズムについて分析し被害の軽減を図る予定です。

表2

		1日あたり	1件あたり	前年同期比較	増減率(%)
焼損棟数	24,808棟	137棟	1.4棟	-162棟	-0.6
り災世帯数	16,839世帯	93世帯	0.9世帯	-58世帯	-0.3
建物焼損床面積	889,575㎡	4,915㎡	49.0㎡	+4,892㎡	+0.6
建物焼損表面積	110,666㎡	611㎡	6.1㎡	+16,747㎡	+17.8
林野焼損面積	227,467 a	1,257 a	89.2 a	+71,962 a	+46.3
損害額(万円)	7,688,617	42,479	215	-176,444	-2.2

平成13年中の救急・救助の概要

救急救助課

「救急の日」を前に、平成13年中の救急・救助業務の実施状況の速報値を公表しましたので、その概要について紹介します。

救急業務の概要

1 救急業務の実施状況（平成13年中）

救急出場件数は、救急自動車とヘリコプターを合わせ、439万9,195件（前年418万4,121件）搬送人員は419万2,462人（前年399万9,265人）であり、それぞれ21万5,074件（5.1%）、19万3,197人（4.8%）増加しました。また、救急自動車による出場件数は、一日平均約12,048件であり、7.2秒に一回の割合で出場し、国民30人に一人が搬送されたこととなります。

救急自動車の現場到着所要時間（救急事故の覚知から現場に到着するまでに要した時間）の全国平均は、6.2分（前年6.1分）となっており、収容所要時間（救急事故の覚知から医療機関に収容されるまでに要した時間）の全国平均は、28.5分（前年27.8分）となっています。

救急自動車による救急業務実施状況

区分	平成12年中	平成13年中	増減数
時間当たり出場割合	7.6秒に1回	7.2秒に1回	0.4秒
国民当たり搬送割合	約32人に1人	約30人に1人	2人
現場到着平均時間	6.1分	6.2分	0.1分
収容平均所要時間	27.8分	28.5分	0.7分

現場到着平均時間とは、現場到着所要時間の全国平均をいう。
収容平均所要時間とは、収容所要時間の全国平均をいう。

2 高齢者の搬送の状況

救急自動車による搬送人員のうち、65歳以上の高齢者の占める割合は増え続けており、平成13年中は、これまでで最も高い38.5%となりました。

また、救急事故種別別搬送人員のうち高齢者が最も多い割合を占める事故種別は「急病」で45.9%、次いで一般負傷の44.7%でした。

救助活動の実施状況

平成13年中における全国の救助活動の状況は、救助出動件数は7万6,035件（前年7万2,415件）このうち救助活動件数は4万9,039件（前年4万6,104件）で、救助人員は5万1,096人（前年5万3,247人）となっています。

事故種別ごとに救助活動の状況を見ると、救助出動件数で最も多いのは、交通事故の3万8,078件で全体の50.1%を占めています。次いで、建物等による事故12,382件（16.3%）、火災6,565件（8.6%）の順となっています。

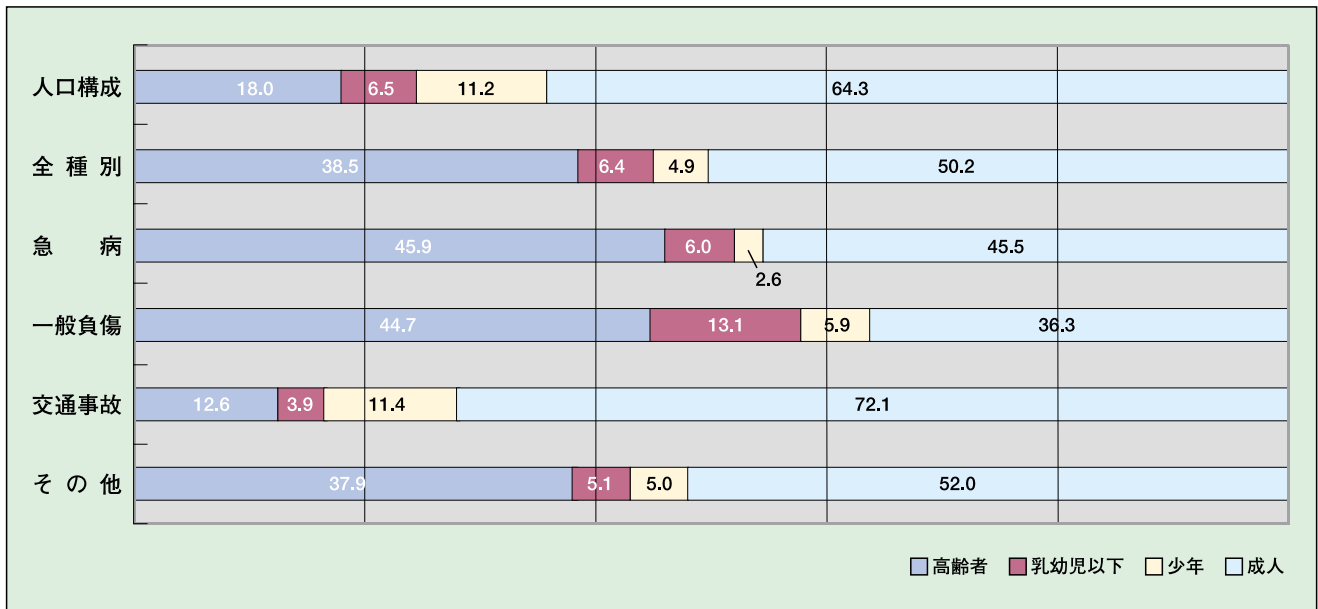
また、救助活動件数でも、交通事故が最も多く2万2,266件で全体の45.4%を占め、次いで、建物等による事故の9,695件（19.8%）以下、火災、水難事故の順となっています。

救助人員については、交通事故によるものが最も多く、2万9,438人で全体の57.6%を占めており、次いで、建物等による事故の9,808人（19.2%）以

救急出場件数及び搬送人員の前年比較

区分	救急出場件数				搬送人員			
	全出場件数（件）				全搬送人員（人）			
	うち救急車による人員	うちヘリによる人員	増加数前年比（%）		うち救急車による人員	うちヘリによる人員	増加数前年比（%）	
平成12年度	4,184,121	4,182,675	1,446	253,122（6.4）	3,999,265	3,997,942	1,323	238,146（6.3）
平成13年度	4,399,195	4,397,527	1,668	215,074（5.1）	4,192,462	4,190,897	1,565	193,197（4.8）

救急自動車による事故種別年齢区分の状況



下、水難事故、機械による事故、火災の順となっています。

ヘリコプターによる救急・救助業務の実施状況

平成13年中の消防・防災ヘリコプターによる救急及び救助件数は、2,864件であり、平成12年中の2,497件に比べ367件増加しています。

消防・防災ヘリコプターの機数は、13年度末現在、全国で68機整備され救急・救助事案における活動も

年々増加しています。

消防庁においては、平成12年2月に救急ヘリコプターの出動基準ガイドラインを示し、これを参考として各保有団体により出動基準が順次作成され、ヘリコプターによる迅速な救急搬送体制の整備が進められています。

今後、消防・防災ヘリコプターのさらなる整備推進、運用体制の充実により、ヘリコプターの救急・救助活動への活用が増えていくものと思われます。

事故種別救助活動状況（平成13年中）

区分	火災	交通事故	水難事故	自然災害	機械による事故	建物等による事故	ガス及び酸欠事故	爆発事故	その他	合計
救助出動件数(件)	6,565 8.6%	38,078 50.1%	3,035 4.0%	267 0.4%	2,052 2.7%	12,382 16.3%	240 0.3%	3 0.0%	13,413 17.6%	76,035 100%
救助活動件数(件)	6,565 13.4%	22,266 45.4%	2,012 4.1%	152 0.3%	1,085 2.2%	9,695 19.8%	98 0.2%	1 0.0%	7,165 14.6%	49,039 100%
救助人員(人)	1,385 2.7%	29,438 57.6%	1,735 3.4%	278 0.5%	1,463 2.9%	9,808 19.2%	165 0.3%	1 0.0%	6,823 13.4%	51,096 100%

%は構成比を示す。

火災時の救助出動件数は、出動し実際に救助活動を実施した場合に出動件数として計上している。したがって、救助出動件数と救助活動件数は、同数となっている。

ヘリコプターによる救急・救助業務実施状況

区分	平成12年中	平成13年中	前年増減数及び増減率
救急出動件数	1,446 件	1,668 件	222 件 (15.4%)
救助出動件数	1,051 件	1,196 件	145 件 (13.8%)



秋田県 横手平鹿広域市町村圏組合消防本部



秋田県 横手平鹿広域市町村圏組合
消防本部

消防長 **永沢 正毅**

「広域圏の新たな発展をめざして」

当圏域は、秋田県東南内陸部、東に奥羽山脈、西に出羽丘陵を望む横手盆地の中央に位置し、1市5町2村で構成され人口約11万人、面積約694kmであります。

盆地を南北に流れる県下一の雄物川は、水源豊かに流域を潤して肥沃な耕地とし、米作を主体にリンゴ、ぶどう等の果樹栽培も盛んに行われ、全国有数の米穀地帯となっております。

広域圏の中核横手市は、鎌倉時代は小野寺氏、江戸時代は佐竹氏の支城の城下町として、県南部の交通、交易の要衝で政治、経済、文化の中心でありました。

現在、作家石坂洋次郎によって描かれた「若い人」や「山と川のある町」そのままに、歴史を伝える城跡や古刹、また樹齢1000年を超える梅林など往時を偲ぶことができる美しい町です。

横手平鹿地方の旧正月の伝統行事である「かまくら」は、旧暦の1月15日に行われていたものでありますが現在は2月15日と16日に行われるようになりました。雪深い市内の各町内では道端や空地などに雪を集めて踏み固めながら雪の山をつくり、中をくり抜いて室を作り、正面雪の祭壇には水神様を祀って甘酒やお餅、お菓子等を供え五穀豊穰、家内安全、学問成就などを祈るお祭りです。「かまくら」の中の子どもたちは、ロー



よこての「かまくら」

ソクを灯し火鉢で甘酒を暖めお餅を焼きながら「おがんでたんせ」、「甘酒飲んでたんせ」と呼びかけて一夜を楽しみます。灯がともった町々の「かまくら」は幻想的でおとぎの国で遊ぶような楽しい雪国の情緒を満喫できる祭りとなります。

秋田自動車道の開通により住民生活の利便性に拍車がかかり、東北中央自動車道の開通が待たれ、将来高速交通体系の整備により、県内外の新たな物流の拠点として発展が期待されております。

消防本部は、昭和47年4月、広域市町村圏組合発足と同時に横手市消防本部を母体に広域化し、1本部、1署、6分署、1出張所からなり職員165名であります。

今後、複雑多様化する各種災害に迅速かつ的確に対応するため予防行政の強化や消防力の充実、救急救助体制を拡充するとともに、職員一同が英知を結集し、自主防災組織の育成等を通じて住民一人ひとりの防災意識を高め、地域住民の安全と安心を保持し、心豊かな住みよい地域づくりに邁進してまいります。



総合防災訓練での救出訓練

宮城県沖地震の再来に備えて

仙台市消防局

仙台市消防局では、近い将来に発生する可能性が高いとされる宮城県沖地震に備え、平成13年度から宮城県沖地震災害対応プロジェクト事業を推進しており、家具の転倒防止措置など地震への備えを広く市民に呼びかけている。この一環として、震災時の書庫・ロッカー等の転倒による職員の人的被害を防ぎ、防災拠点施設としての初動態勢を確保するため、消防署所等における書庫・ロッカー等の転倒防止対策を実施しており、平成14年度中に全署所の対策を完了する予定である。



家具転倒防止器具による固定

「一声訪問事業」の実施

豊中市消防本部

豊中市消防本部では、住宅防火診断や防火対象物の立入検査など地域密着の活動を展開しており、本年度からは、新たに高齢者や身体障害者を中心とした「一声訪問」を実施する。

これは、平常時から災害弱者の行動力について実態を把握し、市の福祉部局保有の情報を支援情報として加工し精度を高めていこうとするもので、火災



等の災害発生時には、これらの災害弱者を優先的に救助し、または避難の介助を行うものである。

3年前から全住戸を対象に実施している住宅防火診断風景



「バリアフリー119」IT活用の災害弱者対策

横須賀市消防局

横須賀市消防局では、災害弱者対策にITを活用した3施策「バリアフリー119」を展開している。

3施策とは、耳などに障害を持つ市民や、脳卒中などで手は動いても声を発せない人の緊急通報用としてのファクスでの119通報。ひとり暮らし高齢者宅の発信機・非常用ペンダント・火災感知器からの通報を、119番専用回線で発信地表示システムと連動させた緊急通報システム。気象・津波などの防災情報を、携帯電話向けの電子メールで配信するサービスを実施している。

また、来年度には、電子メールでの119番通報システムを導入し、「バリアフリー119」を拡大予定。



緊急通報システム（発信機）



舟艇訓練を実施

都城市消防団

都城市消防団では、9月15日（日）、都城市内を流れる沖水川にて舟艇訓練を実施した。

大雨により河川が増水、水門閉鎖に伴い内水が増水し、浸水地域に居住していた住民が若干取り残されたといった想定。

訓練は、消防団員80名、市役所職員6名、車両16台、ボート5艘にて、地域防災無線を使用した情報連絡及び召集訓練の後、ボートの組立て、要救助者の救出を行う舟艇訓練を実施し、災害発生時の情報連絡体制並びに対応能力の強化を図った。



舟艇訓練を行う消防団員

A m o t i o n o f f i r e f i g h t i n g

コ ラ ム 2 0 0 2

c

o

l

u

m

n

「消防艇5隻、消防ヘリ1機が参加した 平成14年度海上保安庁観閲式及び総合訓練」

平成14年度海上保安庁観閲式及び総合訓練が、9月28日、29日の両日にわたり東京湾羽田沖で実施されました。

この訓練には、巡視船艇に加え5隻の消防艇のほか海上自衛隊やロシア連邦の国境警備庁などの船舶70隻、東京消防庁の消防ヘリコプター1機を含む航空機17機が参加しました。

現在、全国の消防機関で合計53隻の消防艇と27機の消防ヘリコプターが配備され活動していますが、これらの消防機関では各海上保安部と船舶火災等の災害に際し消防活動等を円滑に実施するため業務協定を結んでいます。

今回の訓練には、東京湾相互消防応援協定を締結している東京消防庁、横浜市、川崎市、千葉市及び市川市各消防局の消防艇

5隻と消防ヘリコプター1機が参加しました。

総合訓練では、消防艇と海上保安庁の消防船等が連携し消火活動を行う放水展示訓練、航海中のタンカーの爆発炎上を想定し海上災害防止センターと連携して火災を鎮火する海上防災訓練（写真1）及び海上の漂流者を救助し、収容した救助者を巡視船から医療機関に搬送する人命救助訓練（写真2）等が実施されました。

このほか、鹿児島県奄美大島沖での北朝鮮の工作船事件で追跡に当たった巡視船も参加し、巡視艇が扮する不審船が高速で逃走するところを巡視船等が海上自衛隊護衛艦の協力を得て追跡し、停泊させるといった想定の不審船対応訓練も行われました。



海上防災訓練（写真1）



人命救助訓練（写真2）

雪害に対する備え

防災課

毎年12月1日～7日は「雪崩防災週間」です。

我が国は、国土の約6割が積雪・寒冷地帯であり、そこに人口の約4分の1の人々が生活を営んでいます。

国では、豪雪地帯対策特別措置法に基づき「豪雪地帯」として、北海道、東北地方を中心に10道県の全域と14府県の一部地域を指定しており、これらの地域について、道路、鉄道等の重要路線の除雪体制の強化、雪崩防止柵の整備など地域の産業の振興及び民生の安定向上のために総合的な豪雪対策を推進しています。



冬になると日本列島は、一般的に西高東低の気圧配置となり、北からのシベリア寒気団による季節風や、南から暖流が押し寄せるといふ国土条件のため、特に日本海側で多量の降雪がもたらされます。

雪は、地域に雪国独特の文化・伝統を根付かせてきました。雪のあまり降らない地域の方にとっては、ウィンタースポーツを満喫できて風情のある場所といった魅力的な印象が強いことでしょう。しかし、一方で雪は「なだれ」「ライフラインの寸断」「農作物及び畜産物への被害」「交通事故並びに渋滞」といった災害の原因となり、日常生活や社会経済活動に大きな影響を及ぼし、生活の安定と産業の振興を妨げる大きな要因となっています。特に道路・ライフラインの寸断は、住民にとって切実な問題となるため、各配線・配管の地中化を推進することや各系統の多重化を実施するなど、行政と企業が共同した総合的な対策が必要です。

平成13年中に発生した大雪やなだれ等による被害は、

死者59人、行方不明者3人、負傷者770人、住家の全壊4棟、半壊5棟、一部損壊137棟で、毎年雪害により尊い命が失われています。



雪害に対して個人でできる対応策としては、雪下ろしの際に、命綱と滑り止めを着用して家族若しくは近所に声を掛けてから作業を行うようにすること、警報・注意報には十分注意することなどがあげられます。

今年も、警戒を怠らずに、住民一人ひとりが雪に対して十分な理解と認識を持ち、雪害に強い安全なまちづくりを進めていきましょう。



放火による火災の防止

予防課

「放火」及び「放火の疑い」による火災は、平成13年中（速報値）14,408件（全火災の22.7%）発生し、昭和60年以降連続して出火原因のトップを占めているとともに、平成4年以降連続して1万件を超えています。また、放火火災の傾向としては、冬から春先及び夜間から明け方（20時以降翌朝の6時までの間）にかけて多く発生しています。

放火予防対策の基本は、地域住民自ら放火火災に対する危機意識を持ち、安全で住み良い街づくりを進めていくことであり、特に次の点に注意し放火されない環境をつくるよう心がけましょう。

建物に対する放火防止対策

建物に放火されたケースを見ると、建物外周部、倉庫・物置、車庫、共同住宅等の玄関ホールや階段室等の共用部分など、侵入されやすい場所や人気のない暗がりにおける放火が目立ちます。施錠管理をきちんと行い、外部からの侵入を防ぎましょう。

照明器具の設置等により暗がりをなくし、放火をされない環境づくりに努めましょう。

建物の周囲に燃えやすい物を放置せずに、きちんと片づけておくようにしましょう。

夜間無人となる工事現場や空き家なども監視性が低く放火されるおそれが高い場所であることから、同様の措置を講ずるとともに、敷地内への侵入を防ぐための囲い等の設置、電源の遮断、ガスの供給停止等を行うことも必要です。

車両に対する放火防止対策

路上、建物外周部及び屋外駐車場に駐車中の車両

の荷台やボディカバー等に放火されるケースがあります。不用意に車を放置しないように心がけるとともに、ボディカバーには防災製品のものを使用しましょう。

施錠がされていない車両の内部に放火されるケースも多く見られます。車両の施錠管理もしっかり行いましょう。

その他のものに対する放火防止対策

夜間にゴミ捨て場のゴミや放置された新聞・雑誌等に放火されるケースが多く見られます。夜間にゴミを放置しないなどゴミ集積場所の環境づくりを地域ぐるみで実施しましょう。

ゴミは指定された場所、日時以外は搬出しないように心がけるなど、住民一人ひとりのモラルの高揚を図ることも重要です。

地域における放火防止対策

放火は不特定多数の人間の生命、身体及び財産に危険をもたらす極めて悪質な犯罪です。

放火の危険から地域社会を守るためには、地域の実状に即して、町内会、自治会、自主防災組織、事業所、関係機関等が一体となり協力体制を確立し、放火されにくい地域環境をつくり出す必要があります。

防火座談会や防火・防災訓練等を開催し、地域住民の防火意識を高めることも大切です。

以上のことに心がけ、地域全体で放火に立ち向かうようにしましょう。



石油ストーブなどの安全な取扱い

予防課・危険物保安室

本格的な冬の到来に備え、石油ストーブなどの暖房器具の手入れなどは万全でしょうか。

平成13年中（速報値）におけるストーブによる火災をみると、全国で1,974件発生し、中でも石油ストーブによる火災は1,306件で最も多く、ストーブ全体による火災の66.1%を占めています。また、ストーブによる火災の主な経過をみると、可燃物の接触・落下、引火・ふく射、使用方法の誤り、消し忘れ、過熱の順となっています。

寒い時期を迎え、これからストーブなどの暖房器具を使用する機会が多くなります。火災を出さないよう、特に次の点に注意するよう心がけましょう。

設置場所

ストーブの近くに紙、衣類など燃えやすいものを置かないこと。

ストーブの近くでヘアスプレー等の引火の危険があるものは使用しないこと。

カーテン等がストーブに接触しないようにすること。

ストーブの上方に洗濯物を干さないこと。

使用方法

取扱説明書をよく読んで正しい使用方法で使用するこ

と。
石油ストーブ等に灯油を補給する場合は、石油ストーブ等の火は必ず消し、溢れ出さないように注意しながら、給油中はその場を絶対に離れないこと。

カートリッジタンク式の場合は、給油後、タンクのふたを確実に締め、漏れの少ないことを確認するこ



と。

ストーブは耐震自動消火装置付きのものを使用すること。

点火及び消火の確認

点火後は、炎の調節を行い、正常に燃焼していることを確認すること。

就寝時、外出時には、必ず完全に消火していることを確認すること。

設置方法

地震時の振動により転倒しないよう、固定する必要があるストーブは、きちんと固定すること。また、煙突がついているものは、金属や支線等を使用して固定すること。

点検・整備

暖房シーズン前には、十分な点検・整備を行い、安全装置等が故障している場合には、販売店等に修理を依頼すること。

危険物の保管

灯油用の容器は金属製のもの、又はポリエチレン製で安全性に係る推奨マーク及び認定証が貼付されているものを使用するとともに、必ず栓をしっかりと締めて密閉すること。

保管場所は火気を使う場所から遠ざけるとともに、直射日光を避けた冷暗所とすること。

地震時に容器が転倒したり、落下物によって容器が破損したりしないようにすること。



消防自動車等の緊急走行に対する理解と協力を！

消防課

消防自動車や救急自動車は、一刻も早く火災などの災害現場に急行して消防活動を行い、被害を最小限に食い止めたり、また、救急処置を行い、急病人などを速やかに病院へ搬送しなければなりません。

このため緊急自動車等は、緊急時に迅速に通行するため、道路交通法では「緊急自動車」として、一般の車両よりも優先して走行することが認められています。

消防自動車等の円滑な緊急走行のために皆さん一人ひとりのご理解とご協力をお願いします。

消防自動車等が、サイレンを鳴らして緊急走行し、接近してきた場合には、一般車両は進路を譲ってください。

交差点付近では、交差点を避け、道路の左側によって一時停止してください。

消防自動車等が高速道路などで本線車線に入ろうとしているときは、これを妨げないようにしてください。

自転車や歩道のない道路などを歩いている人は、速やかに進路を譲ってください。

緊急走行時にサイレンを鳴らすことは、法令で義務づけられています。

夜間の緊急走行時のサイレン音に対し付近の皆さんのご理解をお願いします。



交通事業者・安全運転管理者の皆様へ

運転者の方へ「消防自動車等の優先」について交通安全教育をお願いします。

危険物安全週間推進標語募集中

危険物保安室

今日、石油をはじめとする危険物は、事業所等において幅広く利用されるとともに、国民生活に深く浸透し、その安全確保の重要性は益々増大しています。

このため、総務省消防庁では、都道府県、市町村、全国消防長会及び財団法人全国危険物安全協会と共催で、関係諸団体の協賛のもとに「危険物安全週間」を6月の第2週（平成15年度は6月8日（日）から6月14日（土）まで）に設定し、危険物関係事業所における自主保安体制の確立並びに家庭や職場において危険物を取り扱う方々の危険物の安全の確保に関する意識の高揚及び啓発を推進していくこととしております。

この「危険物安全週間」を推進し、危険物の保安に対する意識の高揚及び啓発を図るため、「危険物安全週間推進標語」を広く募集します。応募方法等は以下のとおりです。

最優秀作品は、危険物安全週間推進ポスターなどに使用します。

なお、平成15年度のポスターモデルは、女優の米倉涼子さんを予定しております。

過去の最優秀作品推進標語（ポスターモデル）

平成2年度 “まさか”は “もしも”で守ろう 危険物（ゴルフ 日陰温子）
 3年度 危険物 いつも本番 待たなし（競馬 武豊）
 4年度 心、技、体、危険物には 真剣勝負（サッカー 三浦和良）
 5年度 危険物 その時その場が 正念場（柔道 古賀稔彦）
 6年度 一瞬の すきも許さぬ 危険物（サッカー 松永成立）
 7年度 確実な 攻守がきめての 危険物（棋士 羽生善治）
 8年度 危険物 むき合う心 いざ集中（テニス 沢松奈生子）
 9年度 気を抜くな 扱う相手は 危険物（ラグビー 平尾誠二）
 10年度 安全は 日々の気持ちの 積み重ね（ゴルフ 芹澤信雄）
 11年度 危険物 一手先読む 確かな点検（囲碁棋士 梅沢由香里）
 12年度 危険物 守りのかなめは 保守点検（野球 古田敦也）
 13年度 危険物 めざすゴールは 無災害（水泳 田中雅美）
 14年度 危険物 小さな油断も イエローカード（サッカー フリップ・トリエ）

応募方法

郵便はがき又はインターネットによるものとします。

- 郵便はがき応募の場合は、1枚につき標語を1点とします。
郵便番号、住所、氏名（ふりがな）、年齢、性別、職業、電話番号を必ず明記してください。
郵便はがき以外での応募や記入事項に不備がある場合は無効とします。
- インターネット応募の場合は、全国危険物安全協会ホームページ（下記あて先参照）をご覧ください。
応募作品は、未発表のものに限ります。

応募資格

特に制限はありません。

締切

平成14年12月16日（月）必着

選考方法

関係行政機関、学識経験者等による標語審査委員会の厳正な審査によって行います。

賞

最優秀作 1点 消防庁長官賞と副賞20万円

優秀作 1点 全国危険物安全協会理事長賞と副賞10万円

優良作 10点 記念品

入選された場合はご本人に通知するとともに、消防庁及び全国危険物安全協会のホームページや関係新聞・機関誌等に発表いたします。

入選作品の著作権は主催者に帰属するものとします。

あて先

〒105-0001

東京都港区虎ノ門2丁目9番16号 日本消防会館 5階

全国危険物安全協会内 危険物安全週間推進協議会

03-3597-8393

ホームページアドレス <http://www.zenkikyo.or.jp>

9月の主な通知

発番号	日付	あて先	発信者	標 題
消防第135号	平成14年9月12日	各都道府県消防防災主管部長	消防庁防災課長	平成14年度特別交付税の額の算定に用いる基礎資料について
消防予第270号	平成14年9月17日	政令指定都市・県庁所在地消防本部	消防庁予防課長	高齢者施設の火災予防のあり方に関する実態調査
消防予第272号	平成14年9月19日	都道府県知事 都道府県住宅防火推進協議会	消防庁長官	平成14年度住宅防火対策優良推進組織等の決定について
消防予第277号	平成14年9月25日	関係都道府県消防主管部長	消防庁予防課長	平成14年度住宅防火対策優良推進組織等表彰式の実施について
消防安第43号	平成14年9月25日	各都道府県消防主管部長	消防庁防火安全室長	平成14年度違反建築防止週間の実施に対する協力依頼について（依頼）
消防予第281号	平成14年9月30日	各都道府県消防主管部長	消防庁予防課長	消防用設備等に係る執務資料の送付について
消防予第282号	平成14年9月30日	各都道府県消防主管部長	消防庁予防課長	消防用設備等の試験基準の全部改正について
消防予第283号	平成14年9月30日	各都道府県消防主管部長	消防庁予防課長	消防用設備等の試験基準に係る運用について
消防予第284号	平成14年9月30日	各都道府県消防主管部長	消防庁予防課長	パッケージ型消火設備及びパッケージ型自動消火設備に係る試験基準及び試験結果報告書の様式並びに点検要領及び点検表の様式の全部改正について
消防予第278号 消防安第44号	平成14年9月30日	各都道府県消防防災主管部長	消防庁予防課長 消防庁防火安全室長	消防防災支援要員に関する執務資料の送付について

消防庁人事

平成14年9月30日付

氏名	新	旧
森中 高史	併任解除	総務省大臣官房秘書課 併任 消防庁総務課
秋葉 洋	辞職（京都市消防局予防部担当部長へ）	予防課設備専門官 併任 予防課課長補佐

平成14年10月1日付

氏名	新	旧
林 俊子	出向（総務省大臣官房秘書課へ）	消防課
鈴木 康幸	予防課設備専門官 併任 予防課課長補佐	京都市消防局予防部担当部長
小林 暢広	出向（総務省自治財政局公営企業課 地域企業経営企画室課長補佐へ）	防災課震災対策室課長補佐 併任 防災課課長補佐
武田 正	防災課震災対策室課長補佐 併任 防災課課長補佐	総務省自治行政局市町村課課長補佐
宮川 天庸	出向（総務省自治行政局公務員部福利課へ）	消防大学校庶務課
濱口 厚志	総務課 出向（総務省自治行政局選挙部選挙課へ）	独立行政法人消防研究所総務課
横張 貴士	消防大学校庶務課	総務省大臣官房秘書課
野上 伊織	総務課 出向（独立行政法人消防研究所総務課へ）	総務省大臣官房秘書課

広報テーマ

11月

秋季全国火災予防運動	予防課
11月9日は「119番の日」	総務課・防災情報室
住宅防火対策の推進《住宅防火診断》	予防課
婦人防火クラブ活動の理解と参加の呼びかけ	防災課
危険物施設等における事故防止について	危険物保安室

12月

雪害に対する備え	防災課
放火による火災の防止	予防課
石油ストーブなどの安全な取扱い	予防課・危険物保安室
消防自動車等の緊急通行時の安全確保に 対する協力の促進	消防課

地域衛星通信ネットワークによる放映のお知らせ

放映内容	放映日時	再放映日時
第18回全国消防操法大会	平成14年11月8日(金)11時00分～13時00分	平成14年11月13日(水)10時30分～12時30分

編集発行 / 消防庁総務課

住 所 東京都千代田区霞が関2 - 1 - 2 (〒100 - 8927)
電 話 03 - 5253 - 5111
ホームページ <http://www.fdma.go.jp>

編集協力 / (株)きょうせい